

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月10日
【会社名】	マルマン株式会社
【英訳名】	Maruman & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出山 泰弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
【電話番号】	03-3526-9971
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
【電話番号】	03-3526-9971
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 200,000,000円 第1回新株予約権証券 3,306,960円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 240,906,960円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	マルマン株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本付属新株予約権」という。）
記名・無記名の別	新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金200,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金200,000,000円
発行価格（円）	各社債の額面100円につき金100円。 但し、本付属新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成29年6月28日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 本社債の償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成29年6月28日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還については、本項第(2)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 繰上償還</p> <p>当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還する。</p> <p>本新株予約権付社債の発行後、本項(1)号の償還日の50営業日前まで（当日を含む。）のいずれかの5連続営業日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値が転換価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の転換価額）の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該5連続営業日の最終日の翌営業日から5営業日後の日まで（当日を含む。）の間に、当社が繰り上げ償還を行うべき日（以下本号において「繰上償還日」という。）まで50営業日以上の間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、繰上償還日、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本欄第3項記載の償還金支払場所（以下「償還資金支払場所」という。）に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。</p>

	<p>当社は、本新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が5営業日(終値のない日を除く。)連続して転換価額(ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の価額)の135%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を償還する日(以下本号において「繰上償還日」という。)を定めるときは、償還の対象となる本新株予約権付社債の保有者に対し、繰上償還日の通知を繰上償還日の10営業日前までに行うことにより、繰上償還日の到来をもって、繰上償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で償還することができる。本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本新株予約権付社債の保有者は、当社による本新株予約権付社債の繰上償還日の前日まで本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) マルマン株式会社 経営管理本部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をドリーム8号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成27年6月26日(金)
申込取扱場所	マルマン株式会社 経営管理本部 東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
払込期日	平成27年6月26日(金)
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するのに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。

## (注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中「償還の方法」欄記載の第2項第(1)号乃至第(2)号の規定に違反したとき。
- (2) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中「財務上の特約(担保提供制限)」欄記載の第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の債権(但し、次号の債権を除く2億円を超えるものに限る。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

### 3. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社定款所定の公告の方法によりこれを行う。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、社債権者の同意があるときは、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

### 4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

### 5. 取得格付

格付は取得していない。

### 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本付属新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本付属新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指すが、同欄第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各本付属新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本付属新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本付属新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。</li> <li>2 各本付属新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、1株につき204円とする。</li> <li>3 転換価額の調整 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</li> </ol> </li> </ol> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本付属新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{調整前転換価額により当該期} \\ \text{（調整前転換価額 - 調整後転換価額）} \times \text{間内に交付された当社普通株} \\ \text{式数} \\ \text{交付株式数} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

	<p>(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 当社は、本項(2)号に掲げる各事由のいずれかを行う決定をするときは、かかる決定の15営業日前までに本新株予約権付社債の社債権者に書面で通知し、本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うにあたり、当社は、書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を調整後の転換価額の適用の日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本付属新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本付属新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年6月29日から平成29年6月28日(但し、平成29年6月28日が営業日でない場合にはその前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)いつでも本付属新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。</p> <p>但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間</p> <p>振替機関が必要であると認めた日</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本付属新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本付属新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本付属新株予約権の取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本付属新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本付属新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本付属新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本付属新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付する本付属新株予約権の数

各本社債に付する本付属新株予約権の数は1個とし、合計40個の本付属新株予約権を発行する。

2 本付属新株予約権の行使請求の方法

(1) 本付属新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本付属新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使請求に係る本付属新株予約権の内容及び数、行使請求する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 本付属新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本付属新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本付属新株予約権者に対し、当該本付属新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 本付属新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本付属新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本付属新株予約権の行使に際して当該本付属新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本付属新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本付属新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本付属新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	45個(新株予約権1個につき24,000株)
発行価額の総額	3,306,960円
発行価格	新株予約権1個につき73,488円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.062円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月26日(金)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	マルマン株式会社 経営管理本部 東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
払込期日	平成27年6月26日(金)
割当日	平成27年6月26日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

- (注) 1. マルマン株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、当社取締役会において、平成27年6月10日付で発行を承認する決議が行われている。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」が締結されない場合は、本新株予約権に係る割当は行わないこととする。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。



## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,080,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は24,000株とする。)。但し、交付株式数は本欄第2項及び第3項により調整されるものとし、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本欄第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金220円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合、調整後の行使価額は、当該株式の分割又は無償割当てのための基準日(無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合、調整後行使価額は、当該証券又は当該権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 当社は、本項第(2)号に掲げる各事由のいずれかを行う決定をするときは、かかる決定の15営業日前までに本新株予約権の新株予約権者に書面で通知し、行使価額の調整を行うにあたり、当社は、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額、及びその運用開始日その他必要な事項を調整後行使価額の適用開始日の前日までに書面で通知する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>240,906,960円</p> <p>但し、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</li> <li>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	平成27年6月29日から平成29年6月28日（但し、平成29年6月28日が営業日でない場合にはその前営業日）までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の定めに従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、本新株予約権の割当日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が10営業日（終値のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の135%を超過した場合で、かつ、マルマン株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の10営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</li> <li>2 本新株予約権の新株予約権者は、前項の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</li> <li>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</li> </ol>

	<p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 出資される財産は金銭とし、その価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

2 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規登録情報を通知する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
440,906,960	30,000,000	410,906,960

(注1) 「払込金額の総額」は、本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円に本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額240,906,960円を合算した金額です。なお、「差引手取概算額」は、「払込金額の総額」から「発行諸費用の概算額」を差し引いた金額としておりますが、本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円については、当社が割当予定先であるドリーム8号投資事業有限責任組合に対して負っている同額の借入債務と相殺する予定であるため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生しない見込みです。

(注2) 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)手取金の使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

(注3) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注4) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用3,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用1,800,000円、SU & Partners社（住所：8F, COWELL Building, 140, Sapyeong-daero, seocho-gu, Seoul, Korea 代表者：金哲中）に対するファイナンシャルアドバイザーフィー22,000,000円、信用調査費用700,000円、その他の事務費用2,500,000円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。

## (2)【手取金の使途】

〔本新株予約権付社債の発行による調達資金の使途〕

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
借入金の返済	200	平成27年6月

(注) 当社は、経営改善策の遂行に係る事業資金として、今回の割当予定先であるドリーム8号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）より、平成27年2月27日と平成27年3月5日の2回にわたり、合計200,000,000円の融資を受けております。

本新株予約権付社債の払込金額の総額200,000,000円については、当社が割当予定先に負っている同額の当該借入債務と相殺する予定であるため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生しない見込みです。なお、当該借入れの概要は以下のとおりです。

- ・契約日 平成27年2月26日
- ・借入金額 2億円
- ・借入日 平成27年2月27日及び平成27年3月5日
- ・弁済期限 平成27年8月25日
- ・利息 年1.5パーセントの割合（年365日の日割計算）  
利息の支払いについては、手持ち自己資金により行います。

当該借入金の使途は以下の通りです。

新商品（電子パイポ）販売に伴う仕入及び販売促進費用

当社グループは、本年3月より新しい禁煙関連商品として「電子パイポ」を発売しました。電子パイポは、ニコチンを使用せず、安全性にも配慮した国産リキッド採用の電子タバコとして、大手コンビニエンスストア及びドラッグストアからの引き合いがあり、これらの受注に対応するため仕入れが急増いたしました。このため、店頭への設置に伴う仕入代金の決済資金として、借入金の内108百万円を充当したものであります。

中国子会社組織再編及び海外新規パートナー調査費用

中国市場の変化に対応するため、中国子会社の組織再編を行い、北京及び上海現地法人の統合に向けた準備を開始しました。中国における販売体制の見直しの一方で、他の未取引地域の新規開拓を行うため、新たな市場と代理店候補先の調査活動を行い、一部地域で取引を開始いたしました。

中国の組織再編に係る法務関係費用及び海外新取引開拓に伴う調査費用として、借入金の内20百万円を充当いたしました。

南千住工場生産能力拡大及び商品ラインアップ拡充のための商品開発、宣伝広告費用

ゴルフ事業の販売拡大の為、商品ラインアップの拡充と宣伝広告等の販促策を強化いたしております。また円安による仕入の高騰に対応するため、南千住工場の生産能力を拡充し、内製化比率を高める対応を行っております。これら新商品の開発、仕入、宣伝広告及び生産拡大に伴う費用として、借入金の内72百万円を充当いたしました。

〔本新株予約権の発行及び行使による調達資金の使途〕

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
フィッティング・アリーナ東京の開設にかかる費用	25	平成28年1月～平成28年9月
契約プロの増強	25	平成28年1月～平成28年9月
資金の借替えを前提とした借入金の返済	160	平成27年10月～平成28年9月

本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額から発行諸費用の概算額を控除した210百万円の使途は以下のとおりとなる予定です。

フィッティング・アリーナ東京の開設にかかる費用

当社グループは、顧客関係管理を重要な戦略の1つに置いております。顧客との関係をより深めるため、横浜、名古屋及び大阪に総合ゴルフ診断施設として「フィッティング・アリーナ」を開設し、当社商品のユーザーを始め、広くゴルファーにスイング診断等の様々なサービスを提供しております。しかし、最も要望の高い東京地区に、現在、同施設がなく、フィッティングアリーナ東京の開設が重要な課題となっております。この開設に係る費用として、25百万円を見込んでおります。

契約プロの増強

当社ゴルフ関連製品の性能をより広く消費者にアピールするため、契約プロゴルファーの増強を図り、プロゴルフトーナメント等で当社製品を使用することで宣伝効果を高めてまいります。

プロゴルファーとの契約金及び契約プロの使用する用具の提供等費用として、25百万円を見込んでおります。

資金の借替えを前提とした借入金の返済

当社借入金全体の5割以上を占める借入は、破たんした日本振興銀行からブリッジバンク等を経由して、現在、投資ファンドに譲渡されたものですが、当該借入先に対しては新たな借入れができず、銀行借入れと比較して金利も割高で、元本返済と金利の支払いが経営の負担となっております。

当社では現在の状況を改善すべく、取引銀行等の協力により当該借入先から他の金融機関への借換えを検討しており、借換えによる約定返済及び金利負担の軽減と、固定した借入枠の設定による安定した資金調達等、財務基盤の強化を目指しております。

借換えを行うには、現行の借入金を一旦圧縮する必要があり、その返済の一部として調達資金のうち160百万円を見込んでおります。

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になり、当社の資金使途に影響を及ぼす可能性があります。この場合には、資金の借替えを前提とした借入金の返済、契約プロの増強、フィッティング・アリーナ東京の開設にかかる費用の順で優先的に資金充当いたします。なお、本新株予約権が大幅に行使されない状況において、資金使途に影響を及ぼすと判断した場合には、当社は状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a．割当予定先の概要

名称	ドリーム8号投資事業有限責任組合	
所在地	東京都千代田区神田錦町3-19神田錦NRビル6階	
出資額	10万円	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
主たる出資者及びその出資比率	33.29% 勝山 博文 33.29% 宮嶋 正邦 33.29% 株式会社 アクアテック 0.067% ニュース証券株式会社 0.067% モダンパス合同会社	
業務執行組合員等に関する事項	名称	モダンパス合同会社
	本店の所在地	東京都千代田区神田錦町3-19神田錦NRビル6階
	代表者の役職及び氏名	代表社員 勝山 博文
	資本金	10万円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用、管理
	主たる出資者及びその出資比率	100% 勝山 博文

## b．提出者と割当予定先との関係

(提出者と割当予定先との関係)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	提出日現在当社は割当予定先から2億円の借入れを行っております。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(提出者と業務執行組合員等との関係)

出資関係	当社が保有している業務執行組合員等の株式の数	該当事項はありません。
	業務執行組合員等が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項は有りません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

## c．割当予定先の選定理由

当社は、平成23年9月期から平成26年9月期にかけて、海外代理店の契約不履行からその債権が滞留し、また、当該代理店との契約解除を行ったことで売上の減少を招き、貸倒引当金の繰入れ及び訴訟費用の発生などにより、多額の損失を計上しました。

当該状況を解消し、継続的な利益体質への転換を図り、グループの企業価値を増大していくため、当社は、販売の回復と拡大、コスト削減、財務体質の強化の3項目の経営改善策を策定し、実行していくこととしました。この実行に伴う資金について、調達方法を検討しましたが、当社は平成24年9月期より3期連続して純損失を計上しており、現状下で金融機関より新たな借入を行うのは難しく、エクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。当社の財務体質の健全化及び信用力の向上を図り、自己資本を充実させ、かつ、持続的な成長を目指すためには外部からの資金調達が必要であると判断し、資本調達を検討するに至りました。そ

の中で、公募増資は現状の株式市場、当社の業績とともに、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、当社の業績と手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適切であると判断いたしました。以上のことから、当社の事業内容や事業戦略を理解し、当社の事業を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による株式や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、筆頭株主である株式会社COSMO & Companyを擁する韓国コスモグループより資本戦略の助言を得て、同グループと取引のある財務コンサルタントを行う株式会社SU & Partners（大韓民国ソウル市、CEO 金哲中、以下「SU社」といいます。）を紹介され、SU社とともに、複数の割当予定先を検討してまいりました。その上で、候補先に対し、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状説明を行いました。その中で、SU社と、過去に取引の実績のあるドリーム8号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社から提案をいただいた転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるモダンパス合同会社に対して、あらためて当社の事業戦略、財務内容及び資金需要及び現在進めている経営改善策についての説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。モダンパス合同会社は、当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を評価しており、一方、当社は同合同会社について、同合同会社が当社の今後の新たな事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同合同会社がこれまで他の投資事業有限責任組合を通じて上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として同合同会社が業務執行組合員として運営を行っているドリーム8号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」という。）を選定いたしました。

また、当社は、経営改善策について速やかに実行する必要から、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当に先立ち、同投資事業組合より借入を行いました。当該借入金の返済は、本新株予約権付社債の払込金額の200百万円を充当する予定であります。

なお、割当予定先は、当社への資金支援により当社の企業価値が向上することで投資メリットを中期的に得ることを方針としている旨、割当予定先が当社に交付した投資運営方針により表明していただいております。

#### d．割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式の総数は980,392株、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,080,000株であります。

#### e．株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としております。また、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、投資先の株価推移により適宜判断のうえ、本新株予約権付社債に付随する新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に際しては市場への影響を常に留意している旨を、口頭で確認しております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先と金銭消費貸借契約を締結し、平成27年2月と同年3月の2回にわたり、割当予定先から合計2億円の融資を受けており、現在においても同額の借入債務を負担しております。割当予定先から、本件新株予約権付社債の発行価額の総額2億円については、割当予定先の払込みに係る債務と、当社の割当予定先に対する上記借入債務を相殺することを予定している旨の説明を受けております。

本新株予約権の発行に係る払込みについては、割当予定先から、組合出資金をもって払込みを行う旨の説明を受けておりますが、当社が割当予定先から提出された金融機関における預金の残高証明書により割当予定先の預金口座の残高を確認した結果、本新株予約権の発行価額である3.3百万円を上回る残高が確保されていることを確認しております。

また、本新株予約権の権利の行使のために必要な資金の確保についても支障がない旨、割当予定先より、次のとおり説明を受けております。まず、割当予定先は、本新株予約権の行使をする前に、本新株予約権付社債2億円を順次株式に転換して当該株式を市場で売却することにより資金の流動化を計る方針であるとのことです。割当予定先は、その後、本新株予約権の発行に伴う払込資金である3.3百万円を控除した割当予定先の残余資金（約6.8百万円）と、本新株予約権付社債から転換した株式を株式市場において売却した資金により、本新株予約権の発行個数のうち大部分を行使し、その行使により取得した株式を市場で売却して得られた資金を用いて、残りの本新株予約権を行使していく方針であるとのことです。当該スキームにより本新株予約権を行使していくには、当社の株価が行使価格を上回っている水準で維持される必要があります。しかし、本新株予約権付社債をすべて転換し、市場で売却すると、株価は下落し、本新株予約権の行使ができなくなることが想定されます。割当予定先からは、市場の



インパクトを見ながら市場での当社株式売却を行う旨を口頭で確認しております。しかしながら、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達に困難になり、当社の資金使途に影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されない状況において、資金使途に影響を及ぼすと判断した場合には、当社は状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。また、本新株予約権付社債の転換によって取得される当社普通株式及び本新株予約権の行使によって取得される当社普通株式の売却株数とその売却時期については、1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日当たり平均売買出来高の15%以下を目途とし市場における影響を見合いながら市場売却をする予定である旨、割当予定先より交付された投資運営方針により説明を受けております。以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債の払込み並びに本新株予約権および本新株予約権の払い込み及び行使に要する財産を有しているものと判断いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

割当予定先若しくはその関係会社又はこれらの役員若しくは主要株主（主な出資者）（以下「割当予定先等」という。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先等が反社会的勢力である、又は、各割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。上記のとおり、割当予定先等が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出いたしております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債又は本新株予約権を第三者に譲渡する場合には当社取締役会の決議による当社の承認を要します。但し、割当予定先が、本新株予約権又は本付属新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成27年6月9日）まで3ヶ月間の平均値である220円から、7.27%ディスカウントした204円といたしました。

なお、当該直前営業日の終値250円に対する乖離率は18.40%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均259円に対する乖離率は21.24%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均183円に対する乖離率は11.48%となっております。

当社といたしましては、時価をベースにした価格による増資を念頭に、割当予定先と本年2月より協議を進めておりましたが、当社と割当予定先が協議を行っていた平成27年3月の株価の平均値は151円であり、当該価格水準から数パーセント程度のディスカウントを行った水準で払込金額を決定することを想定しておりました。しかし、平成27年4月頃から当社の株価が急騰し、一時、終値が300円を超える状況となりました。当社では、平成27年5月13日公表の平成27年9月期第2四半期決算短信及び同日公表の平成27年9月期通期業績予想の修正に関するお知らせに至るまで、当社の業績に影響を及ぼすような事実を公表しておらず、また、同日公表した決算短信及び業績予想の修正も当初の予想を下回るもので、株価の急騰は必ずしも当社の業績を正しく反映したのではなく、また株価の変動も激しいことから、取締役会決議前日という特定の日の終値によるのではなく一定の期間の平均値を使用する方が、株価の変動など特殊要因をできるだけ排除し、企業価値を正しく反映するものと判断しました。

平均値の計算対象となる期間につきましては、株価の変動が少なく安定していた時期も一定期間含めることを念頭に、割当予定先と諸条件について話し合い、取締役会決議の前営業日である平成27年6月9日までの3か月とし、3か月の平均値である220円を基準価格として設定しこの価格から7.27%ディスカウントした204円を転換価額といたしました。

転換価額のディスカウント率を7.27%といたしました経緯は、割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、転換価額の影響度を慎重に検討しつつ、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、ゼロクーポンであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対して本付属新株予約権の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本付属新株予約権の評価報告書を取得しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価250円（平成27年6月9日の終値）、転換価額204円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）

34.49%(平成25年5月~平成27年5月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.003%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0%、繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権1個につき77,303.91円との算定結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成29年6月28日)に時価が行使価格以上である場合には残存している本付属新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も繰上償還もされない場合、繰上償還を行う場合、転換した場合、において、からのうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

・本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に(以下「繰上償還条項」といいます。)を発動するとの前提を置いております。

当社としては、現時点において、明確な繰上償還条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに繰上償還条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となり、また別の有利な資金調達が実行できた場合にも、繰上償還条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が275円となると繰上償還条項が発動されるという前提に基づいて本付属新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に繰上償還条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、繰上償還条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権付社債の繰上償還が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって繰上償還条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に本新株予約権付社債を発行体が繰上償還できるというオプションを新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、繰上償還条項がない場合についても、繰上償還条項がある場合と比べ本付属新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、繰上償還条項がない場合の本付属新株予約権の評価報告書によると、繰上償還条項がある場合と比べ本付属新株予約権の1個当たりの価値は622,933.01円となり、545,629.10円程度高く評価されております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = ( 転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数 ) / ( 発行済株式総数 + 転換による発行株式数 )

なお繰上償還条項の発動時の株価水準である275円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が270円に低下するとの前提としております。

転換後の株価 = ( 275円 × 12,229,200株 + 204円 × 980,392株 ) / ( 12,229,200株 + 980,392株 ) = 270円

．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,685株（平成25年6月10日から平成27年6月9日までの日次売買高の中央値である16,850株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

．その上で、当社は本社債に本付属新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は本社債に利息を付さないことからその利息相当額が該当し、本社債の券面総額200百万円に対する2年分の利息相当額は16.2百万円程度（利息相当額＝本社債の券面総額200百万円×当社の借入金平均利率4.05%×2年）であり、本付属新株予約権の公正価値である3,092,156円（本新株予約権の1個当り公正価値77,303.91円×40個）を上回る水準であります。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の発行は合理性があり妥当であると考えており、有利発行には当たらないと考えております。

なお、当社監査役全員から、当社が本付属新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本付属新株予約権の実質的な対価が算定された本付属新株予約権の公正価値評価額（3,092,156円）を上回る額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### 第1回新株予約権

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき73,488円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を73,488円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価250円（平成27年6月9日の終値）、権利行使価格220円、ボラティリティ34.49%（平成25年5月～平成27年5月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.003%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき73,488円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成27年6月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の3か月間の平均値である220円を参考とし、行使価額を220円といたしました。なお、当該直前営業日の終値250円に対する乖離率は12.00%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均259円に対する乖離率は15.06%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均183円に対する乖離率は20.22%となっております。

取締役会決議日の前営業日までの3か月間の終値の平均値を参考値として採用いたしましたのは、平成27年4月頃から当社の株価が急騰し、一時、終値が300円を超える状況となりました。当社では、5月13日公表の平成27年9月期第2四半期決算短信及び同日公表の平成27年9月期通期業績予想の修正に関するお知らせに至るまで、当社の業績に影響を及ぼすような事実を公表しておらず、また、同日公表した決算短信及び業績予想の修正も当初の予想を下回るもので、株価の急騰は必ずしも当社の業績を正しく反映したのではなく、また株価の変動も激しいことから、取締役会決議前日という特定の日の終値によるのではなく一定の期間の平均値を使用する方が、株価の変動など特殊要因をできるだけ排除し、企業価値を正しく反映するものと判断しました。

平均値の計算対象となる期間につきましては、株価の変動が少なく安定していた時期も一定期間含めることを念頭に、割当予定先と諸条件について話し合い、取締役会決議の前営業日である平成27年6月9日までの3か月とし、3か月間の終値の平均値を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

．割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成29年6月28日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、新株予約権者は各時点の価値と行使価値を比較することで行使行動を決定するものとし、具体的には、新株予約権者は、時価と行使価格とを勘案し、行使

も取得条項による取得もされない場合、取得条項による取得を行う場合、行使した場合、において、から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

．取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。本新株予約権の取得条項においては、当社は、本新株予約権の割当日から20営業日を経過した日以降いつでも、東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が10営業日（終値のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の135%を超過した場合で、かつ、マルマン株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合に発動できることとなっております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額220円に135%を乗じた297円（小数点以下切捨て）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものと仮定しております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が523,633.1円となり450,145.1円程度高く評価されております。

．株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価格 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお任意取得条項の発動時の株価水準である297円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が291円に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (297円 × 12,229,200株 + 220円 × 1,080,000株) / (12,229,200株 + 1,080,000株) = 291円

．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,685株（最近2年間の日次売買高の中央値である16,850株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

．その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り73,488円）と本新株予約権の払込金額（1個当り73,488円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（73,488円）と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は980,392株となり、本新株予約権の行使により最大1,080,000株の新株式が発行され、これらを合算した2,060,392株に係る議決権数（20,603個）の当社総議決権数に対する希薄化率は16.84%（全部転換・行使後において総議決権数に占める割合は14.42%）となります。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,060,392株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,268,698株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の61.57%程度であります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますドリーム8号投資事業有限責任組合は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。

一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,060,392株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は4,205株となり、上記1日当たりの出来高の0.33%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、割当先は市場への影響を常に留意している旨を、割当先の当社への投資方針を確認するため割当先より受領した「ドリーム8号投資事業有限責任組合の投資運営方針」で述べており、具体的には、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の売却株数については、1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日あたり平均売買出来高の15%以下を目途に売却する予定であることを当該基本運営方針で確認いたしております。また更に新株予約権付社債と新株予約権行使にタイムラグがあること、及び本新株予約権付社債については当社の株価が一定の金額以上で推移する場合には、当社の判断により任意に本新株予約権付社債を償還することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。このような考えのもと、本日の当社取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について十分に検討を行い、取締役全員の賛成により決議されたものであります。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社COSMO & Company	東京都港区愛宕2丁目5-1 愛 宕グリーンヒルズ森タワー34階	3,520,900	28.79%	3,520,900	24.64%
ドリーム8号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区神田錦町3-19 神田錦NRビル6階	0	0%	2,060,392	14.42%
許 京秀	東京都新宿区	1,604,200	13.12%	1,604,200	11.23%
パインクレスト・アセット・マ ネジメント合同会社	東京都港区南麻布3丁目19番23 号	995,000	8.14%	995,000	6.96%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	317,400	2.60%	317,400	2.22%
小川 久哉	千葉県鎌ヶ谷市	250,000	2.04%	250,000	1.75%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4- 1 麹町大通りビル13階	112,428	0.92%	112,428	0.79%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	108,300	0.89%	108,300	0.76%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 692506 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	12TH FLOOR, CHATER HOUSE, B CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区月島4-16-13)	104,600	0.86%	104,600	0.73%
呉 鐘述	東京都江東区	100,000	0.82%	100,000	0.70%
計	-	7,112,828	58.16%	9,173,220	64.20%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株式数をもとに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第1回新株予約権が全て行使された場合に増加する議決権数を加えて算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。割当予定先より、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の「ドリーム8号投資事業有限責任組合の投資運営方針」を受領しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年6月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年6月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年6月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年12月26日提出）

#### 提出理由

平成26年12月25日開催の当社第15回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年12月25日

##### (2) 株主総会における決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、許京秀、出山泰弘、盧康九、筋野秀樹、石上晴康、永井猛、金錫根を選任する。

###### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、水谷繁幸を選任する。

###### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、清和監査法人を選任する。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、上記決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率（％）	可否
第1号議案					
許 京秀	72,012	731	0	58.89	可決
出山 泰弘	72,042	701	0	58.92	可決
盧 康九	71,954	789	0	58.85	可決
筋野 秀樹	72,042	701	0	58.92	可決
石上 晴康	72,007	736	0	58.89	可決
永井 猛	72,022	721	0	58.90	可決
金 錫根	71,953	790	0	58.85	可決
第2号議案					
水谷 繁幸	72,261	532	0	59.10	可決
第3号議案	72,288	505	0	59.12	可決

(注) 1. 第1号議案及び第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 第3号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主（委任状の提出による議決権の代理行使分を含む。）から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	平成27年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月24日

マルマン株式会社

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルマン株式会社の平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、マルマン株式会社が平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月24日

マルマン株式会社

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月14日

マルマン株式会社

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。